②当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
③法第23条第１項各号に該当する場合（※２）
（※１）現時点で規則で定めている国はない。
（※２）法第23条第１項
⑴法令（※３）に基づいて個人データを提供する場合（第１号関係）
⑵人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第２号関係）（※４）
⑶公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第３号関係）
⑷国の機関等が法令（※３）の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（第４号関係）
（※３）この「法令」には外国の法令は含まれない。本ガイドラインの他の項目においても同様とする。
（※４）例えば、海外の遠隔地で海外旅行保険の契約者に保険事故が発生し緊急の対応を要する際に、保険者が委託をしている現地のクレームエージェントに情報提供を行う場合等が考えられる。

外国にある第三者に対する個人データの提供が、法第23条に規定する方法のいずれにより行われるかによって、法第24条の適用が決まる。

⑴　本人の同意に基づき提供する方法（法第23条第１項柱書）
当該同意が法第24条の「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」に該当する場合には、外国にある第三者に提供することができる。他方、当該同意が同条の「同意」に該当しない場合には、上記①又は②に該当するときに、外国にある第三者に提供することができる。

⑵　オプトアウトにより提供する方法（法第23条第２項）
上記①又は②に該当する場合に、外国にある第三者に提供することができる。

⑶　委託、事業承継又は共同利用に伴って提供する方法（法第23条第５項各号）
法第24条の「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」を得た場合、又は、上記①又は②に該当する場合に、外国にある第三者に提供することができる。

⑷　法第23条第１項各号に掲げる場合により提供する方法
法第24条の「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」を得ることなく、上記①又は②に該当しない場合においても、外国にある第三者に提供することができる。

下図は、外国にある第三者に個人データを提供する方法と法第24条の適用関係について整理したものである。

図：個人データを提供する方法と法第24条の適用関係

| 法第24条 / 提供の方法（法第23条） | 【外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意】 | 【規則で定める基準に適合する体制を整備】 | 【規則で定められた国】 |
|---|---|---|---|
| ⑴本人の同意（法第23条第１項柱書） | Ⅰ | Ⅰ | Ⅰ |
| ⑵オプトアウト（法第23条第２項） | ―（注） | Ⅰ | Ⅰ |
| ⑶委託、事業承継、共同利用（法第23条第５項各号） | Ⅰ | Ⅰ | Ⅰ |
| ⑷法第23条第１項各号に掲げる場合（法第23条第１項各号） | Ⅱ | Ⅱ | Ⅱ |

【凡例】
Ⅰ：法第24条の該当の措置を講ずる必要がある。
Ⅱ：法第24条の該当の措置を講ずる必要はない。
（注）法第23条第２項に基づくオプトアウトによる個人データの第三者提供は、本人の同意を得ないことを前提としているため、この項目は該当無しとなる。

２－１　外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意
「本人の同意」とは、本人の個人データが、個人情報取扱事業者によって第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。
また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。
なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。
個々の事例ごとに判断されるべきではあるが、法第24条において求められる本人の同意を取得する場合、本人の権利利益保護の観点から、外国にある第三者に個人データを提供することを明確にしなければならない。
なお、改正法の施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第24条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなす（改正法附則第３条）。

２－２　外国にある第三者
「外国にある第三者」の「第三者」とは、個人データを提供する個人情報取扱事業者と当該個人データによって識別される本人以外の者であり、外国政府などもこれに含まれる。具体的には、次のように該当性が判断される。
法人の場合、個人データを提供する個人情報取扱事業者と別の法人格を有するかどうかで第三者に該当するかを判断する。
例えば、日本企業が、外国の法人格を取得している当該企業の現地子会社に個人データを提供する場合には、当該日本企業にとって「外国にある第三者」への個人データの提供に該当するが、現地の事業所、支店など同一法人格内での個人データの移動の場合には「外国にある第三者」への個人データの提供には該当しない。
事例）外資系企業の日本法人が外国にある親会社に個人データを提供する場合、当該親会社は「外国にある第三者」に該当する。
また、外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、当該外国法人が法第２条第５項に規定する「個人情報取扱事業者」（※）に該当する場合には、「外国にある第三者」には該当しない。例えば、外国法人であっても、日本国内に事務所を設置している場合、又は、日本国内で事業活動を行っている場合など、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるときは、当該外国法人は、「個人情報取扱事業者」に該当するため、「外国にある第三者」には該当しない。